

第 3 次

東みよし町行財政改革推進プラン

令和7年度～令和11年度



東みよし町

ちょうどええ ほなけん住んどる
～「ずっと住みたい!」を共に創るまち～

令和7年10月
徳島県東みよし町

目次

1	はじめに	．．．．． P 1
2	町の財政状況	．．．．． P 2
3	これまでの行政改革の取り組み	．．．．． P 7
4	プランの推進期間	．．．．． P 7
5	プランの進行管理	．．．．． P 7
6	重要推進項目の基本方針	．．．．． P 8
7	具体的な実施計画	．．．．． P 10

1. はじめに

東みよし町では、町の最上位計画で全ての政策分野における基本となる「第2次総合計画」（令和2年度）を策定しており、めざす将来像を「ちよどええ ほなけん住んどる～『ずっと住みたい！』を共に創るまち～」とし、各種政策を推進しております。この第2次総合計画は令和2年度から10年間を、内包している実施計画（総合戦略）は令和2年度から5年間を計画期間としており、令和7年度は新たな実施計画を策定し、スタートする年度となっております。

本町は、平成18年3月1日に東みよし町が誕生してから20年が経過しようとしています。新町発足当時は、非常に厳しい財政状況のなか、平成18年度に東みよし町行財政改革推進プランを策定し、行財政の健全化を町の最重要課題に掲げて改革に取り組んできた結果、職員定数の適正化や債務残高の縮減を実現するなど、改革は一定の成果を達成することができました。

その一方、本町を含めた地方公共団体を取り巻く状況は依然として厳しく、人口流出や出生率の低下による人口減少、そして団塊の世代の高齢化などに象徴される少子高齢化の進展という社会構造の変化は、生産力の低下による税収の大幅減少と同時に、社会保障関連の支出を増大させるという歳入歳出の両面から財政を圧迫しています。

また、令和3年度に施行された「新過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）」において、本町は過疎指定からはずれたほか、合併後の普通交付税における優遇措置が終了するなど、更なる改革を実行することが求められております。

この第3次行財政改革推進プランは、行政改革推進委員会からの「第3次東みよし町行財政改革推進プランに関する答申書」の提言を活かして、今後5年間の中期的な行財政運営の目標を定め、改革の足取りをより確実にしていくための指針を示したものであります。

本プランの改革を真に実効性のあるものとするため、職員一人ひとりの改革意欲を引き出し、さらに役場内の改革機運を高め、全職員が一丸となって創意工夫や意識改革に持続的に取り組み、新しい時代にふさわしい行政改革に挑戦していきます。

令和7年10月

東みよし町長 松浦敬治

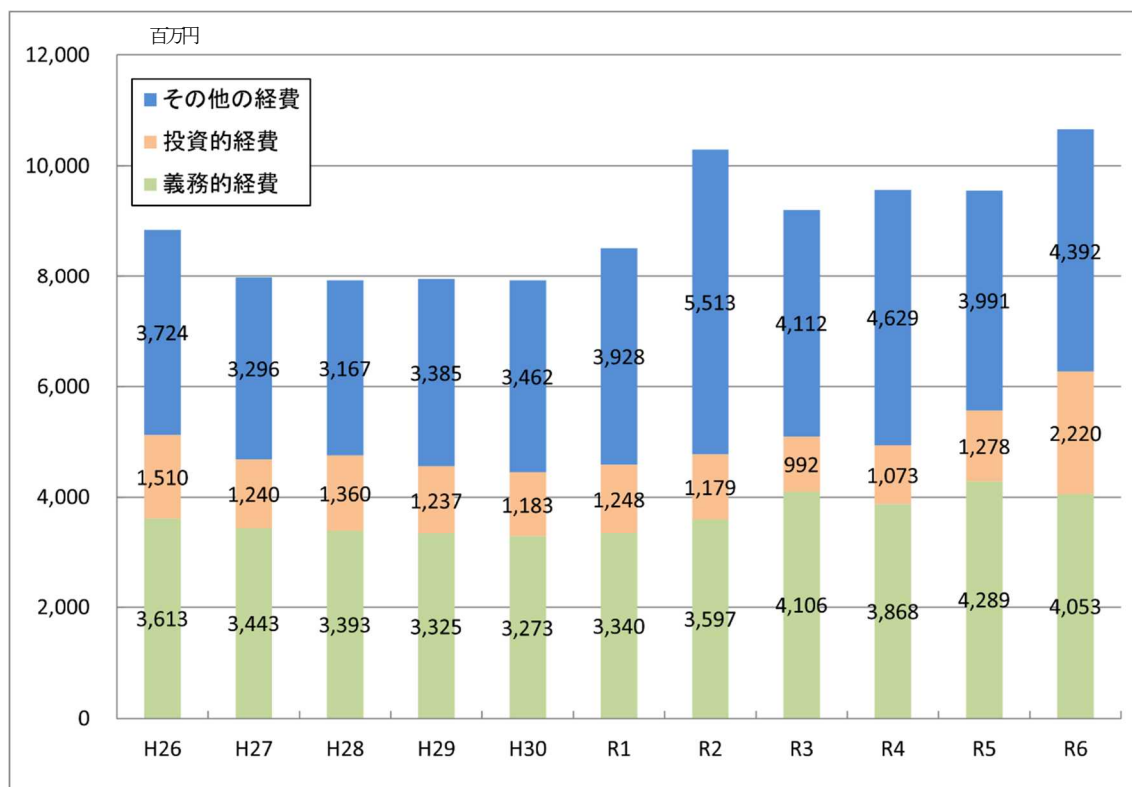
2. 町の財政状況

東みよし町の財政は、第1・2次行財政改革推進プランに基づく歳出削減のほか、国の地域主権改革に沿った財源の充実による地方交付税の増額などにより、公債費がピークを迎えた平成19年度を境に、経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率などの財政状況を示す指標は全て改善されてきており、平成25年度からは将来負担比率は、算定されなくなっています。

第2次行財政改革推進プランは平成26年度で終了しており、第2次プラン終了後10年が経過しました。ここでは、平成26年度と令和6年度の決算をもとに本町の財政状況をお伝えいたします。

(1) 歳出について

歳出総額は平成26年度の8,846,591千円から令和6年度には10,664,656千円まで増加しました。令和6年度は分庁舎新築工事業やみかも保育所の認定こども園化などの大規模な事業が重なったため、投資的経費やその他の経費が膨らみました。この10年間で社会保障費が増加したほか、公共施設の老朽化による維持管理費や更新費、そして高止まりしている公債費の影響などで、本町の予算規模が増加しております。



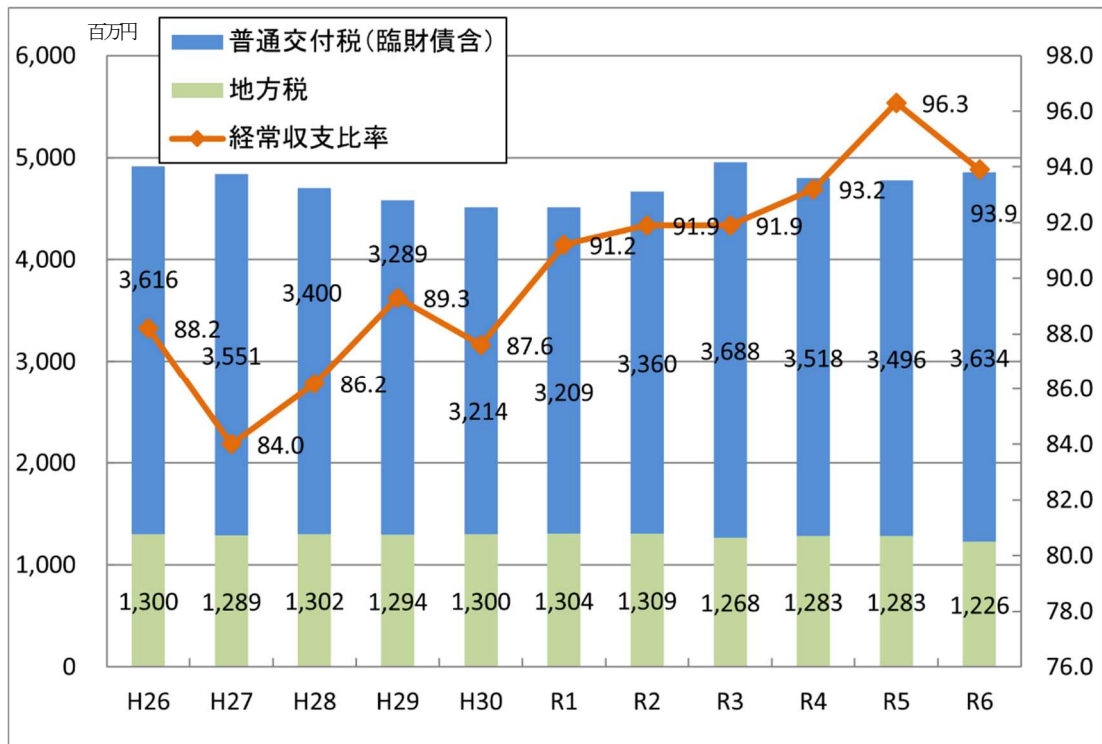
※義務的経費：人件費、扶助費、公債費

※投資的経費：普通建設事業費、災害復旧事業費

※その他の経費：物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金・貸付金、繰出金

(2) 町税・普通交付税と経常収支比率について

歳入の根幹をなす町税収入と普通交付税（臨時財政対策債を含む）の合計額は近年横ばい傾向にあります。平成 26 年度の歳入の 39.9%を地方交付税に依存しておりましたが、令和 6 年度は 35.7%と割合は下がったものの、自主財源については 27.7%と約 3 割程度であり、依然として地方交付税の動向次第で経常収支比率をはじめ、本町の財政状況は大きく変動することになります。



※経常収支比率

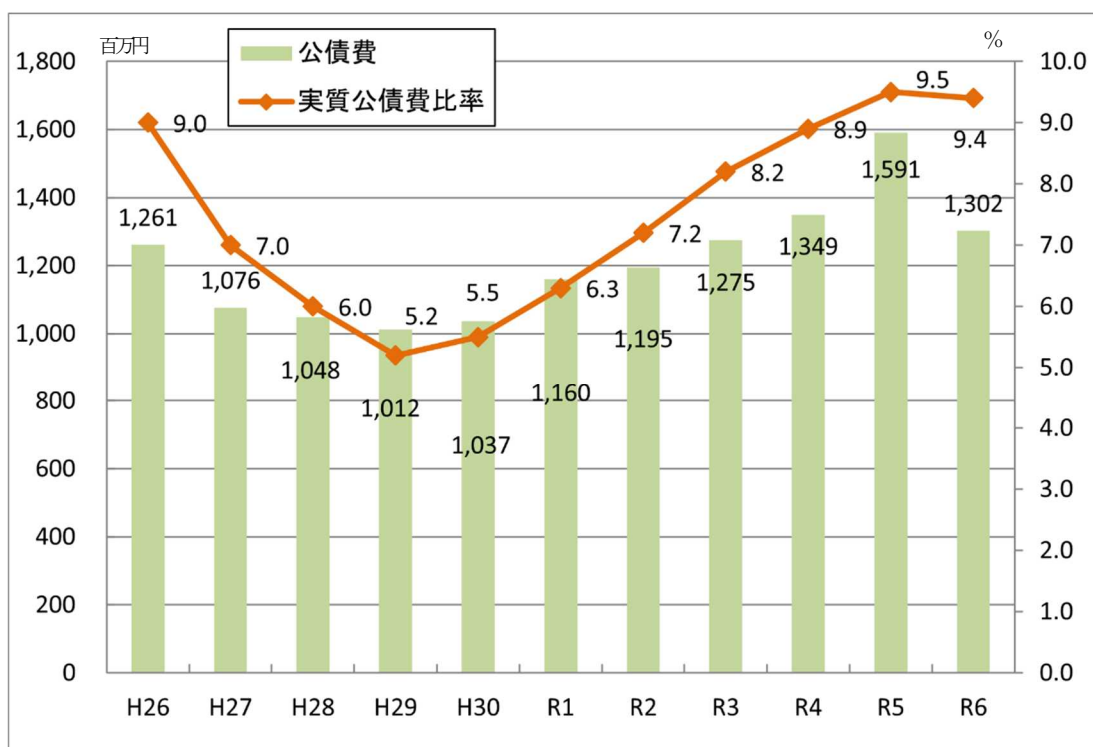
毎年入ってくる収入に対して、毎年必要な経費がいくらあるかを表したもので、この比率が低いほど財政的に余裕があると言えます。

(3) 公債費と実質公債費比率について

自治体の借金の返済にあたる公債費については、平成 26 年度に 1,260,601 千円で決算額の 14.2%を占めており、公債費の決算額は平成 29 年度まで減少

しておりましたが、その後の大型事業の実施により増加傾向に転じております。令和5年度には210,374千円の繰上償還を任意に行ったものの、令和6年度は1,301,673千円で決算額の12.2%を占めており、依然として財政の硬直化が進んでいるほか、合併に伴う優遇措置である合併特例事業債は令和7年度まで、過疎対策事業債は猶予期間を含めて、令和9年度で終了するなど、財政状況は今後も予断を許さない状況が続くと予想されます。

実質公債費比率は通常3ヵ年平均で表されますが、平成26年度に9.0%となっていた指標が、平成29年度には5.2%まで下がっておりましたが、平成30年度以降上昇が続いており、令和6年度には9.4%と横ばいとなっております。



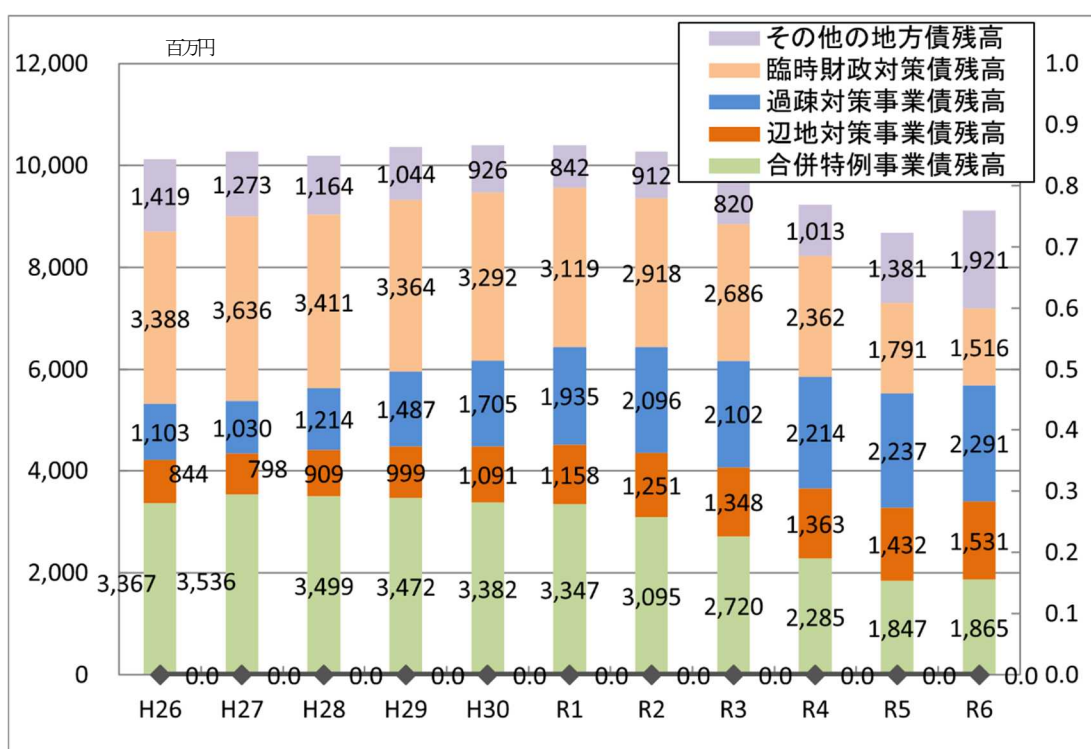
※実質公債費比率

町債等の返済額が、町の標準的な年間収入の何%であるかを3ヵ年平均で表したものです。この比率が低いほど、町債返済額が占める割合が少ないことを表します。

(4) 町債残高と将来負担比率について

平成26年度末に11,987,710千円あった町債残高は、令和6年度末には

11,236,276千円と10年間で751,434千円減少しているものの、ほぼ横ばいとなっております。合併後は辺地対策事業や過疎対策事業、合併特例事業といった町債の償還に係る交付税措置の大きな事業を中心に行っており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度から算定を行っている将来負担比率も大きく改善しています。平成25年度以降、将来負担比率は、充当可能な基金や地方債償還額等に対する交付税措置の算入見込額などの充当可能財源が、地方債残高や債務負担行為に基づく負担見込み額などの将来負担を上回っているため、算定されない状態を保つことができます。



※交付税措置

国の基準に合致する公共事業に関して起債した場合に、その元利償還分を交付税に算入する措置のことであり、辺地対策事業債は80%、過疎対策事業債・合併特例事業債は70%が後年度交付税に算入されます。

※臨時財政対策債

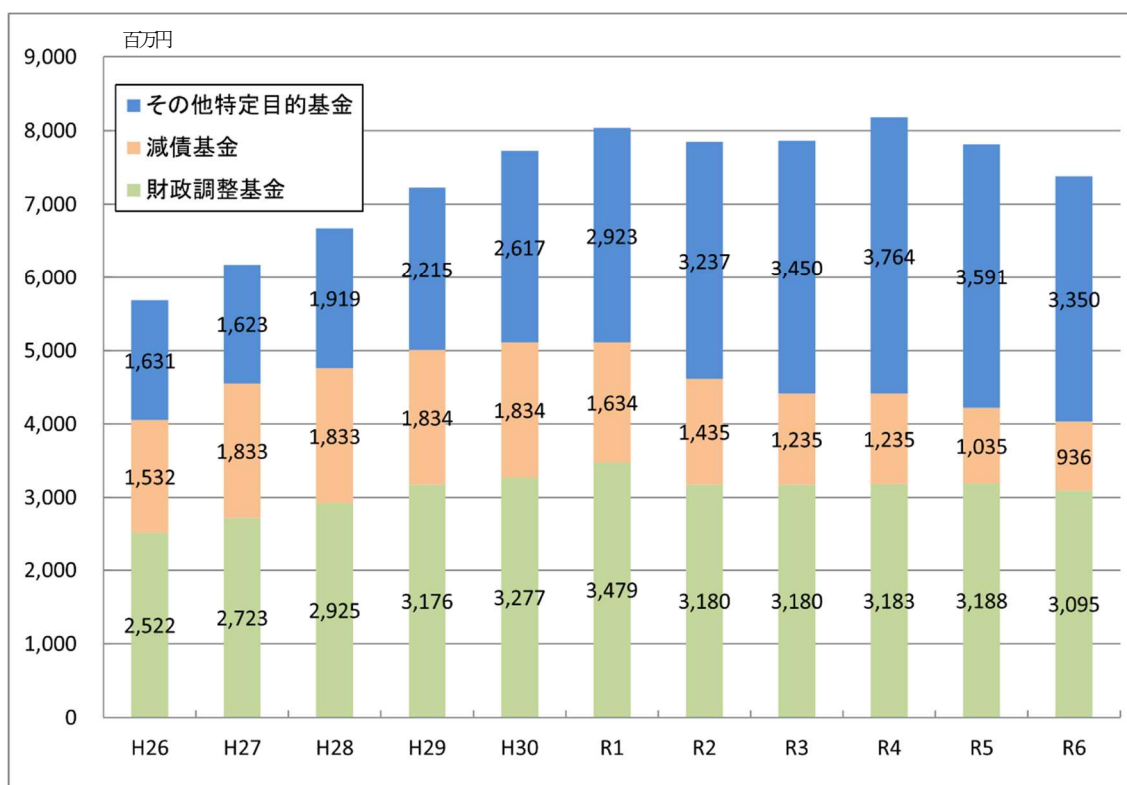
普通交付税算定の過程で算出された財源不足額のうち、普通交付税で賄われない部分を町が補てんする町債のことであり、その元利償還金相当分は後年度交付税に算入されます。

※将来負担比率

後年度に交付税などで措置される額を除いた町債の残高や職員の退職手当など、町が将来負担する見込みの額が、標準的な年間収入の何年分に相当するかを表したものです。この比率が低いほど将来に対する負担が少ない事を表します。

(5) 基金について

平成 26 年度末に 2,521,655 千円となっていた財政調整基金残高は、地方交付税の増加や歳出削減効果から、令和 6 年度末には 3,094,949 千円と 10 年間で 573,294 千円増加しました。平成 28 年度には、公共施設等の更新、統廃合及び長寿命化などを計画的に行うため、「東みよし町公共施設等総合管理基金」を創設し、1,937,012 千円保有しております。合併特例債を原資として造成している「東みよし町元気・交流・未来基金」についても、令和 6 年度末で 840,931 千円保有しており、定額運用基金を除く一般会計の基金としては、7,380,533 千円保有しており、平成 26 年度末の 5,685,044 千円から大幅に増加しています。



※東みよし町元気・交流・未来基金

合併後の市町村が地域住民の連帯の強化等のために設ける基金について、合併特例事業債を原資とすることが認められている。

3. これまでの行政改革の取り組み

第1次行政改革の主な実績

- ① 役場の職員を36人削減
- ② 特別職・議会議員の報酬及び一般職の給料カット
- ③ 課長等の管理職手当をカット
- ④ 各種団体等への補助金の見直し
- ⑤ 地方債(借金)の繰上償還
- ⑥ 未利用地財産等の処分
- ⑦ 前納報奨金の廃止

第2次行政改革の主な実績

- ① 学校給食センターの民間委託
- ② 企業立地(2社)
- ③ 町立保育所の民間保育園への統合
- ④ 滞納整理の充実

4. プランの推進期間

総合計画と行財政改革を一体的に推進するため、令和7年度から令和11年度の5カ年とします。

※第2次総合計画は令和2年度から令和11年度まで

5. プランの進行管理

本プランに位置づけた行政改革の取組を着実に実行するため、東みよし町行政改革推進本部に、その進捗状況を定期的に報告し、進行管理を行います。

また、行政改革の実効性を高め、開かれた行政運営を推進するため、東みよし町行政改革推進委員会に行政改革の進捗状況等を報告し、実施状況を踏まえた行政改革の推進に関する提言や助言をいただき、見直しや改善を図りながら取組を推進するとともに、その状況をホームページ等で公開いたします。

※ 東みよし町行政改革推進本部

全庁的に行政改革を推進していくための中心組織で、町長を本部長に、副町長、教育長、参事、全課長により設置しています。

※ 東みよし町行政改革推進委員会

行政改革の推進に関して、町長からの諮問に応じ、住民の立場から調査審議し、行政改

革の実施計画(本プラン)を策定するうえで必要な事項について答申するとともに、行政改革の進捗状況について報告を受け、新たな改革に向けての提言を行います。

6. 重要推進項目の基本方針

本プランは、行政サービスの質を向上させ、町民に対する効率的かつ透明性のある行政運営を実現するために策定しました。近年の社会経済環境の変化、財政状況の厳しさ、そして住民ニーズの多様化を踏まえ、持続可能で柔軟な行政運営を推進することが求められています。本プランでは、以下の6つの基本方針を軸に、改革を進めてまいります。

(1) 人材戦略の強化

人材は行政の運営において最も重要な資源であり、質の高い職員の確保と、職員の継続的な成長支援が不可欠です。今後の行政改革においては、職員一人ひとりが高い意識と専門性を持って業務に臨むことができるようにするほか、頑張る職員が報われる職場づくりを推進し、人材育成と定員管理の最適化を図ります。適切な職員配置と業務効率化を進め、創意工夫を促進することで、柔軟で迅速な行政サービスを提供できる体制を整えます。

(2) 効率的な組織体制の整備

効率的で透明性のある行政運営体制を確立することが、財政の健全化とサービスの向上に繋がります。行政運営の無駄を削減し、業務の流れや組織体制を見直すことによって、迅速かつ質の高いサービスを提供します。これには、デジタル化の推進や業務の一元化・統合化を図り、行政業務の効率化を進めることが必要です。また、外部人材の活用を推進することで政策推進体制を強化します。

(3) 歳入確保の取組強化

持続可能な財政運営を実現するためには、安定的かつ多様な歳入確保が必要です。税収以外にも、地域資源を活用した新たな収入源の開拓が求められます。観光や地域振興を通じて地域経済を活性化させ、税収の増加や寄附金・民間支援を得るための施策を強化します。また、国・県の補助金、民間資金など多様な外部資金を積極的に活用し、町費負担を極力縮減させながらも、より大きな事業量を確保し、効果的な施策に展開できるよう取り組みます。

(4) 歳出の最適化

歳出の無駄を省くためには、予算の厳格な管理と透明性が求められます。各部署や事業の支出状況を定期的に見直し、効率的で効果的な予算配分を行います。また、事業や契約においてコストパフォーマンスを重視し、公共サービスの質を維持しながら支出の削減を進めます。

(5) 民間活力の活用

民間企業の持つ技術力や効率的な運営ノウハウを積極的に活用し、行政サービスの質の向上とコスト削減を目指します。民間企業との連携によって、行政が抱える課題に柔軟に対応できるようにし、官民協働のモデルを実現します。特に、公共サービスの運営や地域振興において民間活力を取り入れることで、効率的な施策を進めます。

(6) 行政手続きのスマート化と情報発信の強化

社会全体でデジタル化が進展するなか、行政においても ICT を活用した業務改革が求められています。町民がより便利で快適に行政サービスを利用できるよう、電子化・キャッシュレス化を拡充するとともに、公式 LINE や防災アプリ等を活用し、迅速かつ分かりやすい情報発信体制を構築します。これにより、住民サービスの質の向上と職員業務の効率化の両立を図り、持続可能で開かれた行政運営を実現します。

7. 具体的な実施計画

重要推進項目一覧

番号	基本方針	重要推進項目	所管部署
1	人材戦略の強化	職員の定員管理の適正化【人材確保】	総務課・企画課
2	人材戦略の強化	人事評価制度の制度再設計及び伴走支援	総務課・企画課
3	人材戦略の強化	職員提案制度の導入	総務課・企画課
4	人材戦略の強化	職員の意識改革と人材育成	総務課・企画課
5	人材戦略の強化	採用試験の随時見直し	総務課
6	効率的な組織体制整備	行政組織の見直し	企画課・総務課
7	効率的な組織体制整備	政策立案体制の強化	企画課・総務課・関係課
8	効率的な組織体制整備	デジタル化の推進に伴う規定の改正	総務課・企画課・関係課
9	効率的な組織体制整備	内部事務DXの推進	企画課
10	効率的な組織体制整備	外部人材の活用	企画課・産業課
11	歳入確保の取組強化	個人版ふるさと納税の拡充	企画課・産業課
12	歳入確保の取組強化	企業版ふるさと納税の推進	企画課・関係課
13	歳入確保の取組強化	外部資金の活用	関係課
14	歳入確保の取組強化	使用料等の適正化	総務課・関係課
15	歳入確保の取組強化	収入未済金の徴収強化	税務課・福祉課 等
16	歳出の最適化	行政評価制度の更なる推進	企画課・総務課
17	歳出の最適化	借地の見直し	総務課・産業課・関係課
18	歳出の最適化	公債費の抑制	総務課
19	民間活力の活用	未利用地財産等の活用及び廃止	総務課・企画課・産業課
20	民間活力の活用	官民連携による地域課題解決	企画課
21	民間活力の活用	住民参加型の政策立案の実施	企画課・関係課
22	行政手続きのスマート化と情報発信の強化	施設の電子予約の導入	企画課・関係課
23	行政手続きのスマート化と情報発信の強化	キャッシュレス化の推進	企画課・関係課
24	行政手続きのスマート化と情報発信の強化	積極的な情報発信	企画課 等

項目番号	1					人材戦略の強化
実施項目	職員の定員管理の適正化【人材確保】					
所管部署	総務課・企画課					
改革内容	令和6年4月1日現在の職員数170人を基準とし、令和11年4月1日時点の職員数を165人を確保することとする。計画的な職員採用により年齢構成のバランスの確保を図るほか、再任用職員については、その豊富な知識や経験を活かせる業務への効果的な配置を行う。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	2					人材戦略の強化
実施項目	人事評価制度の制度再設計及び伴走支援					
所管部署	総務課・企画課					
改革内容	人事評価制度の制度再設計及び伴走支援を第三者である民間企業の支援のもと本町の実情にあった制度構築を行う。民間企業における評価のノウハウを積極的に取り入れ、評価のばらつきをなくすため、公平性・透明性に優れた評価指標を設定し、成果連動型の人事評価制度を構築する。制度構築後も民間企業の伴走支援のもと、新制度の運用をブラッシュアップしていき、組織を活性化させ、生産性及び住民満足度を向上させていく。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	調査・検討	調査・検討	試験導入	本格導入	⇒	

項目番号	3					人材戦略の強化
実施項目	職員提案制度の導入					
所管部署	総務課・企画課					
改革内容	行政課題が多様化・複雑化する中で、自らの所属にかぎらず、現場の職員が持つ知識・経験・アイデアを制度的に活用する仕組みを創設する。良い取組については、全庁的に取り組む等横展開していく。組織として「挑戦する風土」「評価される文化」の醸成を図り、職員の意欲向上に寄与する。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	調査・検討	調査・検討	実施	⇒	⇒	

項目番号	4					人材戦略の強化
実施項目	職員の意識改革と人材育成					
所管部署	総務課・企画課					
改革内容	<p>人材育成方針を改正し、求める人材像を明確化し、職員の資質向上に努めるとともに、民間企業や国県など様々な関係機関への積極的な職員派遣により人材ネットワークの形成に取り組む。また、多様な働き方への対応と地域社会に根ざした人材活用を促進するため、職員の副業を適切に推進し、職員が社会貢献や地域活性化にかかる活動に取り組むことのできるようにする。</p> <p>職員研修については、実効性のある研修を取り入れるとともに、職責に応じた研修を行い、組織体制の強化を図るほか、プロジェクトチームの編成を推進し、特定の政策課題や地域課題に対して、所属に関わらず、職員が連携・協働できる環境を整備する。</p> <p>異動希望調査を行い、職員の希望や適性、キャリア志向を把握することで、業務内容と職員の能力とのマッチングを図り、モチベーションの向上と職場の活性化につなげる。異動調査は人事配置の参考資料として活用し、公平性と業務上の必要性を重視した運用を行う。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	調査・検討	実施	⇒	⇒	⇒	

項目番号	5					人材戦略の強化
実施項目	採用試験の随時見直し					
所管部署	総務課					
改革内容	<p>職員採用について、随時見直しを図る。</p> <p>従来の採用方法にとらわれずに、申し込みを待つだけでなく、良い人材の確保のために情報発信を行い、人材確保に努める。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	6					効率的な組織体制整備
実施項目	行政組織の見直し					
所管部署	企画課・総務課					
改革内容	<p>町の重点施策を迅速かつ効率的に進めていくため、類似業務の再編統合を行い組織機構の最適化を図る。全庁横断的な政策立案機能及び企画調整機能の強化のため、政策部門を拡充する。迅速な政策決定を実行するため、横断的な連携の強化を図り、目標を実現するために最も適した体制づくりを行う。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	検討・調整	⇒	実施	⇒	⇒	

項目番号	7					効率的な組織体制整備
実施項目	政策立案体制の強化					
所管部署	企画課・総務課・関係課					
改革内容	政策立案体制の強化を図るため、政策共創会議（仮称）を組織し、情報共有を行うほか、各部署の施策の連携を図り、組織が一体となってまちづくりを行い、住民満足度の向上を図る。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	検討	実施	⇒	⇒	⇒	

項目番号	8					効率的な組織体制整備
実施項目	デジタル化の推進に伴う規定の改正					
所管部署	総務課・企画課・関係課					
改革内容	文書管理規程や公印規程など、従来の紙媒体を中心とした規定が、デジタル化を推進していくための障壁となっており、これらの規定を見直し、業務の効率化を図る。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	検討・調整	検討・調整	実施	⇒	⇒	

項目番号	9					効率的な組織体制整備
実施項目	内部事務DXの推進					
所管部署	企画課					
改革内容	コストの削減や業務負担の軽減を図るため、更なる内部事務のデジタル化を推進する。従来、紙媒体で行っている内部事務書類について、デジタル化できるものがないか再点検を行い、ペーパーレス化を一層加速化させ、人員の効率的な配置に寄与する。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	調査・検討	調査・検討	随時実施	⇒	⇒	

項目番号	10					効率的な組織体制整備
実施項目	外部人材の活用					
所管部署	企画課・産業課					
改革内容	町の課題解決のため、民間の知見を持つ外部人材の活用を推進する。地域活性化起業人や総務省アドバイザー制度など、国からの財政措置のある制度を活用する。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	調査・検討	実施	⇒	⇒	⇒	

項目番号	11					歳入確保の取組強化
実施項目	個人版ふるさと納税の拡充					
所管部署	企画課・産業課					
改革内容	個人版ふるさと納税については、全国自治体との競争に打ち勝つため、人材の強化を図り、特産品開発や事業者支援を行い、戦略的に財源確保に向け取り組む。また、寄附を通して町政に対する関心や参加意識を高め、寄附によるまちづくりの考え方を確立し、持続的に寄附を募れるよう制度の充実を図る。令和11年度に120,000千円の寄附を目標とする。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	推進	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	12					歳入確保の取組強化
実施項目	企業版ふるさと納税の推進					
所管部署	企画課・関係課					
改革内容	現在、取り組んでいるプロジェクトに取り組むのはもとより、新規プロジェクトを立ち上げ、政策的経費の財源確保に努めるとともに官民連携の取り組みを進めていく。令和11年度も30,000千円の寄附を目標とする。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	推進	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	13					歳入確保の取組強化
実施項目	外部資金の活用					
所管部署	関係課					
改革内容	町の限られた財源を補完するために、国・県の補助金、民間資金など多様な外部資金を積極的に活用し、持続可能な財政運営と地域活性化を実現する。特に地方創生関連交付金や防災関連の補助金については、重点的に外部資金を活用し、推進していく。					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	14					歳入確保の取組強化
実施項目	使用料等の適正化					
所管部署	総務課・関係課					
改革内容	<p>公の施設などの利用にあたっては、その受益が原則としてサービスを利用する特定の者のみに及ぶという性質を踏まえ、利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から使用料額の見直しを行う。</p> <p>また、施設コストに比べ、現行使用料収入が不足している施設が見受けられることから、受益者負担の適正化を進めるため、特に、同一または類似する施設を重点的に調査し、見直しを図る。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	調査・検討	調査・検討	実施	⇒	⇒	

項目番号	15					歳入確保の取組強化
実施項目	収入未済金の徴収強化					
所管部署	税務課・福祉課 等					
改革内容	<p>納税相談の充実や滞納対策の強化、財産の差押え等を行い、税負担の公平性のため、職員一丸となって努力する。</p> <p>債権管理の強化を推進するため、収入未済金の徴収強化に向けた全庁的な対応を進め、各所管課と連携した適正な債権管理を徹底する。さらに、職員の実務能力の向上と意識の統一を図るため、債権管理に関する勉強会や研修を開催し、知識と対応力の底上げを図る。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	16					歳出の最適化
実施項目	行政評価制度の更なる推進					
所管部署	企画課・総務課					
改革内容	<p>経常的経費の見直しにつとめ、真に必要な経費に予算確保する。総務課財政担当と連携し、行政評価の予算への反映について、連携を高める。</p> <p>特に、町単独補助金については、限られた財源の中で選択と集中が求められているため、行政評価と連動して見直しを図る。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	17					歳出の最適化
実施項目	借地の見直し					
所管部署	総務課・産業課・関係課					
改革内容	<p>利用頻度や使用実態を調査し、公平性・透明性のある借地料単価の見直し基準を策定する。策定した基準に基づき、借地料の適正化を図る。施設などの利用状態を見直し利用頻度の少ない借地土地は貸主との交渉を早期に行い、返還に向けて調整する。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	調査・検討	体制強化・方針決定	交渉・見直し	随時見直し	⇒	

項目番号	18					歳出の最適化
実施項目	公債費の抑制					
所管部署	総務課					
改革内容	<p>必要性・緊急性・将来負担の妥当性を精査し、地方債の発行は、真に将来世代にメリットがある事業に限定する。</p> <p>実質公債費比率を令和11年度で10%以内とし、財政調整基金や減債基金など、計画的な基金の積立と活用により、公債費の縮減に向けて取り組む。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	検討	実施	⇒	⇒	⇒	

項目番号	19					民間活力の活用
実施項目	未利用地財産等の活用及び廃止					
所管部署	総務課・企画課・産業課					
改革内容	<p>町民ニーズに対応した未利用地の有効活用、処分等を計画的に促進し、一層の公共の福祉の向上に資するため、公共施設の跡地などの利活用と併せて検討する。</p> <p>さらに、恒久的な財源確保につながるよう、中長期的な視点で産業振興等の政策を実施する。</p> <p>なお、未利用財産を多くの方々に知っていただき、町民参画の機会を拡げるため、町の広報紙及びホームページで広く周知することとする。</p> <p>民間での活用希望がある場合には、積極的に貸付・売却を行って、町の賑わいの創出を図る。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	随時実施	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	20					民間活力の活用
実施項目	官民連携による地域課題解決					
所管部署	企画課					
改革内容	<p>地域の課題解決に向けて、民間企業・団体等と連携した多様な知見や資源の活用により、持続可能で効率的な地域づくりの実現を目指す。地域課題の「見える化」と民間提案の受け入れができるよう「課題整理」と、課題解決に向けた「民間提案制度」を創設する。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	推進	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	21					民間活力の活用
実施項目	住民参加型の政策立案の実施					
所管部署	企画課・関係課					
改革内容	<p>住民ワークショップやパブリックコメント等を実施し、多様な住民の声を引き出し、政策決定プロセスの透明性と住民の納得感の向上を図る。</p>					
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	推進	⇒	⇒	⇒	⇒	

項目番号	22	行政手続きのスマート化と情報発信の強化			
実施項目	施設の電子予約の導入				
所管部署	企画課・関係課				
改革内容	各課が所管している施設の予約について、電子予約システムをLINE等で構築し、住民サービスの向上を図る。				
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	検討	⇒	実施	⇒	⇒

項目番号	23	行政手続きのスマート化と情報発信の強化			
実施項目	キャッシュレス化の推進				
所管部署	企画課・関係課				
改革内容	地方税統一QRコードの活用により、現在、納付書を介して行われている事務を電子的に行うことにより、職員や関係機関における事務負担軽減を図る。 また、各施設の予約受付時における、キャッシュレス決済サービスを導入する。				
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推進	⇒	⇒	⇒	⇒

項目番号	24	行政手続きのスマート化と情報発信の強化			
実施項目	積極的な情報発信				
所管部署	企画課 等				
改革内容	町政情報を効果的にわかりやすく伝えるため、SNS等を活用した積極的な情報発信に努める。町公式LINEの登録者数を令和11年度目標を6,000人とする。				
年度別計画	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	推進	⇒	⇒	⇒	⇒

行財政改革推進＝意識改革最優先！

東みよし町行財政改革推進プラン

令和7年10月策定

東みよし町行政改革推進本部

〔事務局：東みよし町企画課 企画政策チーム〕